

## 改正内容と事務手続の留意点

### 1 利率の改正（本則） <貸付>

「地方公務員共済組合の貸付事業の取扱い要領」及び貸付規則（準則）の一部が改正されたことに伴う改正。

普通・住宅・特別貸付	3. 46% ⇒ <u>4. 36%</u>
災害貸付	2. 88% ⇒ <u>3. 63%</u>
在宅貸付	3. 20% ⇒ <u>4. 10%</u>

特例利率（適用利率）は変わらないため、現在の償還額に変更はありません。

### 2 全ての貸付に手当併用償還を適用 <貸付>

全貸付に手当併用償還を採用することにより、償還額及び償還期間に対する組合員の要望等を、より反映することができます。

住宅・災害・在宅貸付のみに採用していた手当併用償還について、全貸付に採用することとしました。貸付申込時に償還方法（普通償還又は手当併用償還）を選択できます。  
なお、手当併用償還については、貸付後の4月又は10月からの元利均等償還（修学貸付については、修学が終了した翌月からの元利均等償還）とし、それまでは利息のみの償還となります。

### 3 年収に対する年間総償還額に係る限度額の設定 <貸付・物資>

給料月額に対する毎月の総償還額の限度額に加え、年収に対する年間総償還額の限度額を設定し、貸付事故の防止策とします。

給料月額に対する毎月の総償還額の割合を30%までとする限度額に加え、年収に対する年間総償還額の割合を30%までとする限度額を設定し、審査を強化します。

### 4 繰上償還の拡充 <貸付・物資>

全額繰上償還のほか一部繰上償還を可能とし、償還制度の拡充により利便性が向上します。

貸付・物資ともに一部繰上償還が可能になります。  
従来の住宅・災害・在宅貸付における一部繰上償還と同様に、繰上金額を5万円以上（手当併用償還については6回分単位の額）とし、毎月1日から10日の間に償還できることとします。

### 5 各様式の変更

以下の様式が変更になります。

- 借用証書（貸付利率の改正による変更）
- 貸付申込書（普通償還と手当併用償還の選択欄と、振込先口座欄の追加）
- 借入状況等申告書（年収に対する年間総償還額の限度額設定による変更）
- ◆貸付審査の強化等のため、貸付申込書・借入状況等申告書に記載している文言を変更しています。
- ◆貸付申込書に振込先口座欄を設けましたので、振込依頼書は廃止いたします。